

本郷弓一町会会館会議室使用規定

当会館は平成 25 年 12 月に新築された町会所有の物件です。会議室には、30 名までご利用いただける椅子・テーブル等の備品があります。町会員を含む団体ならばどなたでもご利用いただけます。皆様が気持ちよくご利用いただけるよう次の項目についてご留意のうえご利用をお願いします。

記

1. ご利用の際は所定の会館使用申込書にご記入の上、担当者に申し込んでください。申込書はなるべく早く会館郵便受けにご提出ください。
1. 使用料は次のとおり申し受けます。ご利用当日にお支払ください。ただし、当方の都合により取り消した場合は使用料をいただきませんが、申込者の都合で当日取り消しの場合はキャンセル料をいただきます。

会館使用料金および時間

午前（午前 9 時から正午 12 時まで）	¥ 2, 0 0 0
午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	¥ 2, 0 0 0
夜間（午後 6 時から午後 9 時まで）	¥ 2, 0 0 0
終日（上記の時間枠をまたぐ場合）	¥ 4, 0 0 0

1. 使用時間は厳守してください。時間内に準備片付け撤収をお願いします。延長時間によっては延長料金をいただきます。
1. 使用の際は近所に迷惑をかけたり、社会秩序を乱すような行為はおつづしみください。
1. ご利用後は原状復帰をお願いします。もしも備え付けの什器等を損傷した場合は、弁償をしていただきます。
1. 営利目的には使用できません。あくまでも町会員のコミュニティの場としてご利用ください。
1. 冠婚葬祭には使用できません。
1. 発生したゴミなどはお持ち帰りください。
1. 会館内は禁煙です。タバコは場外でお吸いください。
1. 駐車場や駐輪場がありませんので、車や自転車でのお越しはご遠慮ください。
1. その他特別な場合は、お申し入れがあれば考慮致します。

なお、使用規定に不測の項目がある場合は『プラウド本郷一丁目ディアージュの管理規約集』の『自治会館使用細則』に基づいて、判断させていただきます。

《担当者》

副会長 渡邊